

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

2 根拠法令

統計法（昭和22年法律第18号）（指定統計第13号）

統計法施行令（昭和24年政令第130号）

学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）

3 調査の範囲

- (1) 学校教育法第1条による小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び幼稚園
- (2) 同法第82条の2による専修学校
- (3) 同法第83条による各種学校
- (4) 同法第23条による不就学学齢児童及び第39条第3項による不就学学齢生徒

4 調査期日

平成20年5月1日現在

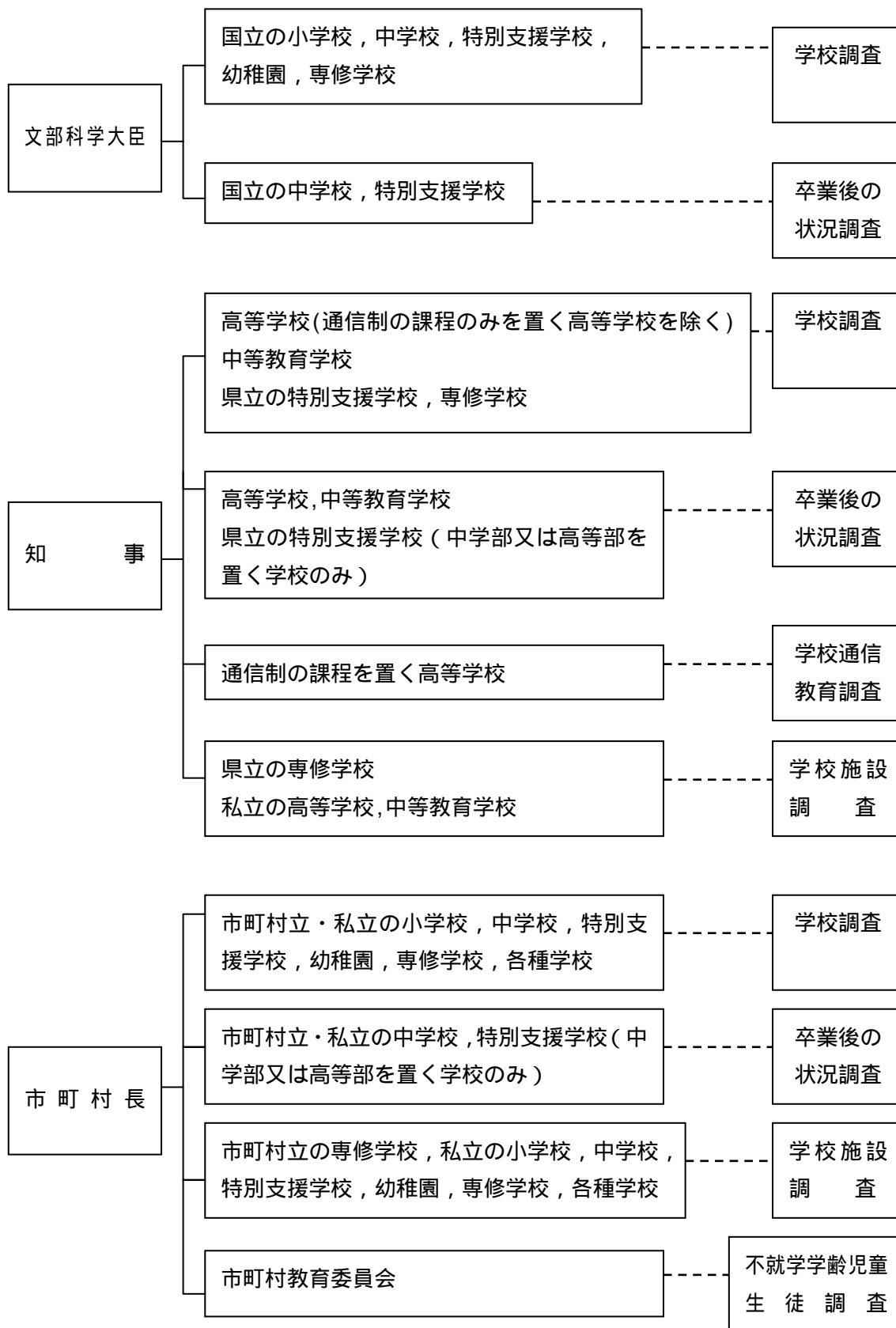
ただし、卒業後の状況調査に関しては、平成20年3月卒業者について、平成20年5月1日現在

5 調査方法・種類

- (1) 全数調査
- (2) 調査の種類及び調査事項

調査の種類	調査事項	申告者
学校調査	学校の名称，種類及び所在地，園児・児童生徒数，学科・課程又は学級に関する事項，教職員数，生徒の入学状況等	学校の長
卒業後の状況調査	学校の名称，種類及び所在地，卒業後の進学・就職等の状況等	学校の長
学校通信教育調査	学校の名称及び所在地，生徒の在籍状況，学科・課程に関する事項，教職員数，生徒の入学・退学及び単位修得の状況等	学校の長
不就学学齢児童生徒調査	教育委員会の名称及び所在地，学齢児童生徒の就学免除及び猶予の状況，1年以上居所不明者数，平成19年度間の死亡者数	市町村教育委員会
学校施設調査	学校の名称，種類及び所在地，学校建物面積及び学校土地面積	設置者

6 調査系統



7 本年度調査の変更点

学校基本調査要綱

- (1) 「調査の目的」、「調査の方法」及び「調査票の作成、配布等」において、公立大学法人の設置する高等専門学校を含めるよう規定する。
- (2) 「調査の範囲」及び「調査票の作成、配布等」の学校規定順について、幼稚園を最初に変更する。
- (3) 「調査事項」において、「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒及び学生」と変更する。
- (4) 「調査票等の提出」の、「都道府県集計表等」を「その他の関係書類」と変更する。
- (5) 電子調査票収集システムに関する届出様式について、別紙1～3号を廃止する。

調査票

(1) 学校調査票(小学校)

「6 教員数」、「8「6」の本務者のうち休職等教員数(再掲)」、「11「6」及び「7」の本務者のうち産休代替等教職員数(再掲)」に、「副校長」、「主幹教諭」、「指導教諭」を追加する。

「9「6」の本務者のうち教務主任等の数(再掲)」の「75条の学級担当教員」及び「14 学年別学級別児童数」の「75条の学級」を、それぞれ「特別支援学級担当教員」、「特別支援学級」と変更する。

「15「14」の児童数のうち帰国子女数(再掲)」の「帰国子女数」を、「帰国児童数」と変更する。

「15「14」の児童数のうち帰国子女数(再掲)」の「左記のうち終戦前から外地居住者の子女数(再掲)」を、「左記のうち終戦前から外地居住者の子どもの数(再掲)」と変更する。

(2) 学校調査票(中学校)

「7 教員数」、「9「7」の本務者のうち休職等教員数(再掲)」、「12「7」及び「8」の本務者のうち産休代替等教職員数(再掲)」に、「副校長」、「主幹教諭」、「指導教諭」を追加する。

「10「7」の本務者のうち教務主任等の数(再掲)」の「75条の学級担当教員」及び「15 学年別学級別生徒数」の「75条の学級」を、それぞれ「特別支援学級担当教員」、「特別支援学級」と変更する。

「16「15」の生徒数のうち帰国子女数(再掲)」の「帰国子女数」を、「帰国生徒数」と変更する。

「16「15」の生徒数のうち帰国子女数(再掲)」の「左記のうち終戦前から外地居住者の子女数(再掲)」を、「左記のうち終戦前から外地居住者の子どもの数(再掲)」と変更する。

(3) 学校調査票(高等学校)(2-1)

「13 教員数」、「14「13」の本務者のうち休職等教員数(再掲)」、「18「13」及び「19」の本務者のうち産休代替等教職員数(再掲)」に、「副校長」、「主幹

教諭」,「指導教諭」を追加する。

(4) 学校調査票(高等学校)(2-2)

「23「21」の本科の生徒数のうち帰国子女数(再掲)」の「帰国子女数」を,「帰国生徒数」と変更する。

「23「21」の本科の生徒数のうち帰国子女数(再掲)」の「左記のうち終戦前から外地居住者の子女数(再掲)」を,「左記のうち終戦前から外地居住者の子どもの数(再掲)」と変更する。

(5) 学校調査票(中等教育学校)(2-1)

「10 教員数」,「12「10」本務者のうち休職等教員数(再掲)」,「15「10」及び「11」の本務者のうち産休代替等教職員数(再掲)」に,「副校長」,「主幹教諭」,「指導教諭」を追加する。

「13「10」の本務者のうち教務主任等の数(再掲)」の「75条の学級担当教員」を「特別支援学級担当教員」と変更する。

(6) 学校調査票(中等教育学校)(2-2)

「18 学年別学級別生徒数」の「75条の学級」を,「特別支援学級」と変更する。

「22「18」及び「19」の本科の生徒数のうち帰国子女数(再掲)」の「帰国子女数」を,「帰国生徒数」と変更する。

「22「18」及び「19」の本科の生徒数のうち帰国子女数(再掲)」の「左記のうち終戦前から外地居住者の子女数(再掲)」を,「左記のうち終戦前から外地居住者の子どもの数(再掲)」と変更する。

(7) 学校調査票(特別支援学校)(4-1)

「6 教員数」,「9「6」の本務者のうち休職等教員数(再掲)」,「12「6」及び「7」の本務者のうち産休代替等教職員数(再掲)」に,「副校長」,「主幹教諭」,「指導教諭」を追加する。また,「10「6」の本務者のうち教務主任等の数(再掲)」に,「主幹教諭」,「指導教諭」を追加する。

(8) 学校調査票(特別支援学校)(4-2)

「15(1)小学部の学級別在学者数」の「障害種別」について,重複障害学級の場合には,主たる障害の該当する欄に「1」を,併せ持つ障害の該当する欄に「2」を記入するように変更する。

(9) 学校調査票(特別支援学校)(4-3)

「15(2)中学部の学級別在学者数」及び「15(3)幼稚部の学級別在学者数」の「障害種別」について,重複障害学級の場合には,主たる障害の該当する欄に「1」を,併せ持つ障害の該当する欄に「2」を記入するように変更する。

(10) 学校調査票(特別支援学校)(4-4)

「15(4)高等部の学級別在学者数」の「障害種別」について,重複障害学級の場合には,主たる障害の該当する欄に「1」を,併せ持つ障害の該当する欄に「2」を記入するように変更する。

(11) 学校調査票(幼稚園)

「6 教員数」,「8「6」の本務者のうち休職等教員数(再掲)」,「9「6」及び「7」の本務者のうち産休代替等教職員数(再掲)」に,「副園長」,「主幹教諭」,「指導教諭」

- を追加する。また、「10「6」の本務者のうち教務主任等の数（再掲）」に、「主幹教諭」、「指導教諭」を追加する。
- (12) 学校通信教育調査票（高等学校）(2 - 1)
- 「10 教員数」、「11「10」の本務者のうち休職等教員数（再掲）」、「14「10」及び「15」の本務者のうち産休代替等教職員数（再掲）」に、「副校長」、「主幹教諭」、「指導教諭」を追加する。
- (13) 卒業後の状況調査票（中学校）
- 「8「7」の卒業者総数のうち75条の学級卒業者の進路状況（再掲）」の「75条の学級」を、「特別支援学級」と変更する。
- (14) 卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）(4 - 2)
- 「12 就職先の産業別就職者数」の産業別分類について、次のとおり変更する。
- ・「農業」と「林業」を「農業，林業」と統合する。
 - ・「鉱業」を「鉱業，採石業，砂利採取業」に変更する。
 - ・「運輸業」に「郵便業」を追加し、「運輸業，郵便業」に変更する。
 - ・「卸売・小売業」を「卸売業，小売業」に変更する。
 - ・「金融・保険業」を「金融業，保険業」に変更する。
 - ・「不動産業」に「物品賃貸業」を追加し、「不動産業，物品賃貸業」に変更する。
 - ・「学術研究，専門・技術サービス業」を新設する。
 - ・「飲食店，宿泊業」を「宿泊業，飲食サービス業」に変更する。
 - ・「生活関連サービス業，娯楽業」を新設する。
 - ・「公務（他に分類されないもの）」を「公務（他に分類されるものを除く）」と変更する。
- (15) 卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制））(5 - 1)
- 「7「6」修了者総数のうち75条の学級修了者の進路状況（再掲）」の「75条の学級」を「特別支援学級」と変更する。
- (16) 卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制））(5 - 3)
- 「11 就職者の産業別就職者数」の産業別分類について変更する。
- 変更箇所は，卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）(4 - 2)と同様。
- (17) 卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）
- 「3 学校種別」を削除し、「4 設置者別」以降の各調査項目の項目番号を繰り上げる。
- 「6 進路別卒業生数」、「7「6」の卒業生総数のうち高等学校（本科）等への入学志願者数（再掲）」に、「視覚障害」、「聴覚障害」、「知的障害」、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」を追加する。
- 「6 進路別卒業生数」の「左記Fのうち社会福祉施設等入所，通所者」に、「障害者支援施設等」を追加する。
- (18) 卒業後の状況調査票（特別支援学校 高等部）(3 - 1)
- 「3 学校種別」、「6 学科別」を削除し，以降の各調査項目の項目番号を繰り上

げる。

「5 進路別卒業生数」に「主たる障害種別」を追加する。

「5 進路別卒業生数」の「左記Fのうち社会福祉施設等入所，通所者」に，「障害者支援施設等」を追加する。

(19) 卒業後の状況調査票（特別支援学校 高等部）(3 - 2)

「8 就職先の産業別就職者数」，「9 職業別就職者数」に「主たる障害種別」を追加する。

「8 就職先の産業別就職者数」の産業別分類について変更する。

変更箇所は，卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）(4 - 2)と同様。

(20) 卒業後の状況調査票（特別支援学校 高等部）(3 - 3)

「10 就職先の都道府県別就職者数」に「主たる障害種別」を追加する。

(21) 卒業後の状況調査票（高等学校 通信制）(3 - 2)

「9 就職先の産業別就職者数」の産業別分類について変更する。

変更箇所は，卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）(4 - 2)と同様。

8 利用上の注意

(1) 本報告書中の構成比は，四捨五入によって算出しているため，合計の数字と内訳が一致しないこともある。

(2) 本報告書中の記号は，次のとおりとする。

『 - 』	係数が『0』の場合
『0.0』	係数が単位未満の場合
『 . . . 』	係数出現があり得ない場合，又は調査対象とならなかった場合
『 』	減少の場合
『ポイント』	%と%の差

(3) 学校保健統計調査の数値は県の集計値であり，文部科学省が発表する数値が確定値となる。